

Title	電子商取引紛争の解決
Author(s)	孫, 京漢
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/43343
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	孫 京 漢
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 16719 号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	電子商取引紛争の解決
論文審査委員	(主査) 教授 松岡 博 (副査) 教授 渡邊 惺之 教授 平田 健治

論 文 内 容 の 要 旨

Jeremy Rifkin が彼の著書『接続の時代 (The Age of Access)』で主張したように、技術の急激な発達とコンピュータネットワークの構築で所有を前提とする時代からもはや所有よりインターネットなどのネットワークを通じた接続を中心とする社会へと転換されつつある。

特に、インターネットを基盤とする電子商取引の無差別性、取引客体の特異性、直取引性、技術性、無国境性などの特質によってオフライン取引に適用される伝統的法理を電子商取引に適用するには無理があり、これは紛争解決の領域においても同じであると思われるが、電子商取引上の紛争についてはその取引の法的性格と特性を勘案したサイバースペース法理の開発が求められていると思われる。

電子商取引の紛争解決問題に関しては(1)電子商取引に適用される独自の準拠法と裁判管轄決定原則を定立するより伝統的法理論を多少修正したりこれを弾力的に運営すればそれで十分だという見解が国際私法学者たちの間で主張されているが、オフライン取引で伝統的法理論を修正、適用しようとする試みによっては電子商取引の特性に合う裁判管轄原則や準拠法決定原則を発見し難いので、(2)むしろ電子商取引特有の裁判管轄原則や準拠法決定原則を実際に設定してみなければならず、これは新しい社会現象においては新しい法体系の定立が必要であるという観点からも妥当な接近であると思われる。

故にこのような新しい立場に基づいて本論文の各章では次の順で検討を展開している。

第1章では電子商取引の概念と電子商取引紛争の類型及び電子商取引紛争の特徴について考察する。

第2章では電子取引に関する国際機構の規範とアメリカ、EU、ドイツ、韓国、マレーシア、シンガポール及び日本の各国の最近の電子署名法、電子取引法などの制定の動向、特に電子商取引紛争解決に関する規範について考察する。

第3章では、電子商取引紛争の解決における考慮事項としてサイバースペース法理、電子商取引成立上の特殊性、利用者に対する保護などについて検討する。

第4章では、電子商取引の裁判管轄について裁判管轄合意がある場合とない場合に分けてアメリカを中心に韓国と日本の裁判管轄に関する立法、判例に触れてみた後、このような立法例が電子商取引紛争の特性に照らし適切な解決を提示することができるかどうかについて検討する。

第5章では、前章の裁判管轄と同じ方式で、電子商取引の準拠法においても準拠法指定の合意がある場合とない場

合に分けて検討する。

第6章では、電子商取引紛争のADRによる解決について電子商取引紛争解決におけるADRの必要性、各国の電子商取引紛争に関するADR制度及び電子商取引紛争のオンライン解決について考察する。特にODR(Online Dispute Resolution)が惹き起こす新しい法律的問題、特に既存の紛争解決制度との選択と衝突の問題について述べる。

最後に、第7章では電子商取引に適用される法体系の新しい模索を促し電子商取引紛争の解決についても新しい接近方法を提示する。

電子商取引紛争の解決においては、国家権力の干渉なく自律的に裁判が行われ、自発的に執行されることを理想とし、それを目標として紛争解決メカニズムを構成しそのための手続規則を制定していこうから、このような電子商取引に関する紛争に適用される実体規範と手続規範が完備されるならば、オフライン規範はその適用対象を異にするオンライン電子商取引には原則的に適用されないと思われる。従って、これからはむしろサイバースペース法と現実世界法との衝突問題を解決するための準拠法決定原則と、サイバー裁判機構と現実裁判機構間の管轄衝突の問題の解決のための裁判管轄決定原則を議論する必要があると思われ。

論文審査の結果の要旨

本論文は、極めて現代的な課題である電子商取引についての、国際裁判管轄、準拠法及び紛争解決制度を中心とする包括的、体系的な研究である。まず、1章では、電子商取引紛争の種類と特徴について検討し、2章は、電子商取引に関する国際機構の規範と各国の制定法の動向を概観し、3章は電子商取引紛争の考慮事項として、サイバースペース法理、利用者の保護を取り上げる。

ついで、4章は電子商取引の国際裁判管轄について管轄合意のある場合とない場合に分けて、アメリカ、韓国、日本の立法、判例を詳細に検討し、これらが適切な解決策であるかを批判的に考察する。5章は、同様の手法で電子商取引の準拠法決定について準拠法に指定のある場合とない場合を中心に検討する。6章は電子商取引紛争に関する各国のADR制度と、ODR(Online Dispute Resolution)が引き起こす法律問題、とくに既存の紛争解決制度との衝突の問題を分析する。最後にサイバースペース法が提起する新しい法体系と紛争解決制度について新しい接近方法を提示する。

本研究は、国際機関による法規範、米国、韓国、日本を中心とする電子商取引とその紛争解決に関する、立法、判例、学説の網羅的かつ詳細な研究であり、しかも最新の資料と情報が比較法的に広く網羅され、極めて有用である。この点での基礎的文献となろう。

国際裁判管轄については、とくに米国の統一法UCITAと判例の詳細な紹介がなされているが、管轄合意を約款による消費者契約においても有効視しようとする立場には批判的である。電子商取引の準拠法についても、管轄と同様に、その解決は、伝統的理論の部分的修正や弾力的運用では不十分であり、独自の新しいサイバースペース法の定立が必要と主張する。電子商取引の特質を踏まえた注目すべき指摘であり、その具体的内容はなお、課題ではあるが、今後の発展の方向を示唆するものとして有益である。電子商取引紛争のオンライン解決に関する紹介と分析も示唆に富む。

以上のように、本論文は電子商取引の紛争解決という今日的課題に積極的に取り組んだ優れた研究であり、博士(法学)の学位を授与する価値があると判断する。